

令和元年度 11 月から令和 2 年 3 月までに確認された

津久井やまゆり園での支援課題に対する再発防止策の取組状況報告

(津久井やまゆり園・令和 4 年下半期)

「再発防止策と取組経過報告書」の令和4年度下半期の取組状況
(津久井やまゆり園)

令和5年4月28日

令和4年度における津久井やまゆり園の管理に関する協定書第7条第1項に基づき取組状況について、次のとおり報告します。

1 取組期間 令和4年10月1日から3月31日まで

2 責任者

(1) 総括責任者

園長 永井清光

(2) 実務責任者

支援部長 由井幸子

3 「再発防止策と取組経過報告書」の策定経緯

令和元年11月から令和2年3月、神奈川県の随時モニタリングを受けた津久井やまゆり園は、随時モニタリングで指摘された利用者の支援上の課題に対して、令和2年12月、その後の取組経過と再発防止策を取りまとめた「再発防止策と取組経過報告書」を県に提出した。

4 取組状況

(1) 身体拘束に頼らない支援の実際

ア 身体拘束の実施状況

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
承諾書の取得人数	0名	0名	1名	2名	1名	1名
実施件数 (県報告件数)	0件	0件	1件	2件	1件	1件

※ 改善取組み特記事項

承諾書の当該利用者とはてんかん発作を持っており、発作時は自己制御できない体動が発生する。ベッドでの静養時は転落・怪我の危険性があるためベッド柵及び抑制帯を使用している。日中もご本人が静養を希望することが多く、日中の静養を希望されたときと夜間帯は必ずベッド柵と抑制帯を使用していたが、グルー

ブ会議及び課会議で拘束解除の検討を行ってきた。その結果、職員が見守りしやすい場所へ居室替えを行い、発作時に素早く対応できる環境を整えることで、日中はベッド柵を2点から1点へ減らし、抑制帯をつけず静養していただけるようになった。2月25日より日中の静養時は身体拘束を解除している。しかし夜間帯については解除に向けての検討を継続している。

もう1名は、1月に右手中指先をダイニングドアに挟み裂傷する。剥離骨折と三針縫合となるが、すぐに縫合部分を自身で抜いてしまい悪化してしまった。傷が完治するまで本人が触らないようにミトン対応させていただいた。食事や入浴時間は外して対応していたが、処置後の様子観察で傷を気にする様子が見られなかったため、生活課課長をはじめ生活課職員で話し合い、ミトン対応を終了している。(1/13～23の10日間ミトンを使用した)

イ 主な取組み

- ・運営会議の開催（情報共有・周知徹底）

10月14日、11月11日、12月5日、1月10日、2月7日、3月7日、計6回

- ・担当者会議等の状況（回）

	令和4年度下半期
担当者会議	54回
見学	35回
体験	19回
意思決定支援検討会議	0回

- ・外部発信
意思決定支援の取組について、講師を派遣
・講師の依頼がなかったため実施に至らなかった。
- ・虐待防止基礎研修随時開催
開催回数：3回 受講者：9名

(2) 意思決定支援の取組み

ア 当事者目線による意思決定支援の推進を図る

- ・当事者目線の支援会議の開催
- ・開催：令和4年4月より、毎月1回
- ・内容：
「個別支援計画の作成・意思決定支援の継続」
- ・意思決定支援を通して、利用者の希望を計画にどう盛り込んでい

くか再確認等を行った。

「チャレンジ活動の取組・地域生活移行の取組」

- ・グループホームや通所事業所、地域交流等の見学、体験を行った。
- ・今後チャレンジ活動の結果や効果等についての評価を行う。

「在宅障害者支援・支援体制の見直し」

- ・利用者の地域移行に向けた取り組みをより具現化するために、園内の組織全体を一体的に運営する検討を行った。

イ 利用者の意思を汲みとるための知識・技術を獲得するための研修

- ① 芹が谷やまゆり園の SDM ジャパンとの意思決定支援共同プロジェクトに参画し、両園の職員間で得た知識や情報等を各園内プロジェクトにて、職員に発信している。

プロジェクト回数：12回

10/11 (津) 10/19 (芹) 11/16 (津) 11/24 (芹) 12/8・22 (芹)
12/12 (津) 1/6 (津) 1/19 (芹) 2/16 (芹) 2/28 (津)
3/16 (津)

* 2/10 は積雪のため中止

2/28 は総括として1年間及び5年間の取り組みの振り返り(成果と課題等)、今後の進め方等について総括を行った。

3/16 は1年間の取組みを園内で報告、発表を行い、成果と今後について確認を行った。

- ② 神奈川県主催 津久井やまゆり園利用者意思決定支援実施要領に基づく、意思決定支援チームに対する研修

- ・全職員の事前アンケート実施
- ・研修参加者人数 3/20 3名 3/23 6名

ウ 利用者が園運営に参画するための取り組み

利用者自治会の役員による、運営会議への参画

- ・運営会議で検討する内容についてわかりやすく自治会役員に説明を行った。
- ・自治会役員からの要望や質問を聞き、その回答を行った。

エ 利用者本位の考え方に立った支援の実践

- ・第三者委員訪問実績

10月11日	2名	第1回	利用者支援評価委員会出席
10月25日	1名		外部事業所のカレー祭り参加

10月29日	1名	ハッピーハロウィン in まつりだ！やまゆり！（園祭）に参加
11月19日	1名	①役員会に出席、意見をいただく ②家族会全体会出席
2月18日	1名	①役員会に出席、意見をいただく コロナ関係で全体会は中止
3月18日	2名	①役員会に出席、意見をいただく ②家族会全体会出席
3月23日	1名	第2回 利用者支援評価委員会出席

※12月、1月はコロナの影響により家族会は中止。そのため、第三者委員の相談会等も中止となった。

※第三者委員1名が今期で任期終了のため、3月家族会でご挨拶をいただいた。

※10月と3月に利用者支援評価委員会を開催し、日ごろの利用者支援や意思決定支援の取組みについて報告し、評価委員より助言をいただいた。評価委員は、第三者委員、オンブズマン、みどり会役員、園長、支援部長、地域支援部長、サービス管理責任者、支援部及び地域支援部各主任

・オンブズマン訪問実績

10月11日	2名	第1回 利用者支援評価委員会出席
10月18日	2名	①健康相談（睡眠と眼鏡）②コロナ禍後の活動計画を聞く
11月18日	2名	フリーマーケット見学 ②お友達プロジェクト参加
12月6日	2名	利用者面談
2月7日	2名	活動の見学（散歩の同行・洗濯場作業の見学）
3月7日	2名	活動の見学（利用者と会話）
3月23日	1名	第2回 利用者支援評価委員会出席

・ピザの会・あおぞら委員会（人権委員会）

利用者は各々の自己実現を目指すため、津久井やまゆり利用者自治会（以下「ピザの会」という。）の活動を原則月1回開催している。園は、利用者主体の施設運営を推進するため、「ピザの会」について園運営を担う活動の一つと位置付け、利用者に適切な情報提示を行なうと共に自己決定を尊重し、活動に必要な支援を行った。

ピザの会には毎回園長が出席し、自治会からの要望や意見に応じて対応をしている。また、正面玄関及び中庭入り口前に設置した利用者意見箱についても、園長、部長で対応しあおぞら委員が保管を行っている。

・第三者評価による受審

より利用者本位の福祉の実現のために、神奈川県介護福祉士会による福祉サービス第三者評価を受審しました。支援やサービスの質の向上及び課題に対しての組織全体全体の質の向上を目指しました。

(令和4年9月20日～令和5年3月31日)

(3) 人材育成

ア 法人階層別研修

中堅：意思決定支援を中心とした動画（サポーターズカレッジ）視聴
管理・監督者：人事評価研修（講師：(株)エイデル研究所 伊藤紘氏）

イ 虐待防止基礎研修

講師：各園支援部長

開催回数：3回 受講者：9名

ウ 支援現場の声を活かす支援の振り返り・セルフチェック

- ・グループ会議における支援の振り返り
- ・職員同士のコミュニケーションを図る取組み
- ・セルフチェック項目（人権擁護や虐待防止に係る10項目のセルフチェックを原則月1回実施）

(4) 権利擁護システムの構築

ア 虐待防止委員会の開催（月1回）

10月26日、11月30日、12月26日、1月31日、2月28日、3月28日 計6回

協議・検討内容

- ① 虐待防止の体制作り、研修に関する事項
- ② 虐待防止のチェックとモニタリングの取組みに関する事項
- ③ 虐待発生後の対応及び再発防止に関する業務点検と改善に関する事項
- ④ その他必要な事項
痣や怪我等を受傷及び発見した際の視覚による報告（写真等）の作成について協議を行った

イ 行動制限判定会議の開催（月1回）

10月26日、11月30日、12月26日、1月31日、2月28日、3月28日 計6回

協議・検討内容

- ① 身体拘束ゼロに向けた現状の課題整理と取組みに関する事項
- ② 毎月の身体拘束の状況確認及び検証・評価
- ③ 身体拘束継続及び解除についての検証・評価及び承認

- ④ その他必要な事項
- ⑤ 開錠に向けた取り組みの報告及び確認

ウ 身体拘束に係る手続、記録等の整備

・書類上の整備

やむを得ず身体拘束を行うときには、管理者、サービス管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者等、支援方針について権限を持つ職員が出席している個別支援会議等において、組織として慎重に検討・決定した。また、身体拘束を行う場合には、利用者本人や家族に十分に説明し、了解を得た。

・記録の整備

身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録した。

また、個別支援計画には身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載した。各種記録の作成と関連がわかるよう、グループ会議等で内容を確認した。

(5) 組織体制の強化

ア 法人事務局・各園との連携

・法人運営会議（各園の身体拘束の状況を毎月報告）

回	開催日	場所	回	開催日	場所
13	10月6日	厚木	19	1月5日	愛名
14	10月20日	津久井	20	1月19日	オンライン
15	11月10日	芹が谷	21	2月3日	オンライン
16	11月24日	オンライン	22	2月16日	秦野
17	12月1日	厚木	23	3月3日	愛名
18	12月15日	芹が谷	24	3月23日	オンライン

・総合支援部長会議（各園の利用者状況を情報共有するとともに、身体拘束に係る取組状況及び手続等に必要な書類の整備について検討）

回	開催日	場所
1	10月12日	希望
2	10月26日	希望
3	12月14日	希望
4	2月8日	希望

・支援に関する内部監査

所属	実施日

秦野精華園・希望の丘はだの	コロナの影響により中止
厚木精華園	12月12日（外部事業所）
愛名やまゆり園	コロナの影響により中止
津久井やまゆり園	11月21日
芹が谷やまゆり園	コロナの影響により中止

※

※ 内部監査は、各園の支援部長・法人事務局が各園を巡回して実施しているが、一部の監査に監事が同行して実施する。

イ 園内の組織体制強化に向けた取組み

- ・グループ会議、リーダー会議、課会議（4（1）に記載）
- ・組織活性化のための5S活動の実践

コンサルタント会社に委託して5S活動に取り組む。

期間：令和3年7月～令和5年3月

主な取組：①再キックオフ会を開催（10月12日）

これまでの5S活動の取組を発表

②明日づくり委員会を3回開催（11月、1月、3月）

これまでの取組や成果について検証、次年度に向けての確認等を行う。